

# 自治会関係補助金の概要

## 1 自治会管理外灯管理費補助金

自治会が地域内の防犯や交通安全のために外灯を設置して維持管理する場合に、管理費の一部を補助します。

### 補助内容等

補助対象	自治会管理外灯に係る経費のうち、電灯料の一部
補助率・補助金額	自治会管理外灯 1 灯につき、それにかかる年間電灯料の額
限度額	1 灯あたり 2,000 円

### 留意事項

交付申請等の際は各種必要書類を提出してください。

## 2 自治会管理外灯に係る LED 化推進事業補助金

自治会が管理する外灯において、省エネの推進を図るため、自治会が既存外灯を LED 外灯に取り替えるために要する費用の一部を補助しています。

### 補助内容等

補助対象	自治会管理外灯のうち、既存外灯を LED 外灯に取り替える工事に要する経費  (ただし、直管型 LED ランプの交換及び支柱の更新に要する経費並びにリースによる導入経費を除きます。またこの制度以外に補助金等の交付を受けていないものとします。)
補助率・補助金額	対象経費の 2 分の 1
限度額	1 灯あたり 10,000 円

### 留意事項

実施を希望される場合は市民対話課までご相談ください。

### 3 集会施設設置事業補助金

自治会が住民の集会施設を新築(全面的な改築を含む)、又は既存の建物について修繕、模様替、水洗便所の設置、水洗化工事をする場合に補助金を交付しています。

#### 補助内容等

補助対象	集会施設の新築、又は既存の建物について修繕、模様替、水洗便所の設置、水洗化工事又は改築に要する経費  (ただし、関係法令による施設最低基準に適合すること、集会施設としての目的が十分達成できること、単位自治会又は単位自治会内の集落単位の1集会施設を限度とすることが必要です。)
補助率・補助金額	1.新築の場合、工事費の5分の1  2.修繕、模様替えの場合、工事費の5分の1(ただし工事費が30万円以下の場合の対象になりません。)  3.水洗便所の設置、水洗化工事(公共下水道の処理区域以外で行う場合を含む)の場合、工事費の2分の1
限度額	1.新築の場合、400万円  2.修繕、模様替えの場合、130万円

#### 留意事項

- (1) 補助対象に該当するもので、赤穂市都市景観の形成に関する条例第30条第2項による助成金の交付を受けられる場合の工事費は、当該助成金の積算の基礎となる事業費を控除した額とします。
- (2) 赤穂市都市景観の形成に関する条例第30条第2項による助成を除き、市から助成金等補助を受けて集会施設の新築、又は既存の建物について修繕若しくは模様替若しくは水洗便所の設置、水洗化工事又は改築を行う場合は、積算した補助金の額からその助成金等を控除した額を補助金額とします。
- (3) 市で予算措置が必要になりますので実施を希望される場合は必ず事前に市民対話課までご相談ください。